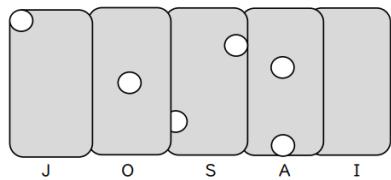


学校坂道

～ 校長だより～



「元気」と「笑顔」

2025年(令和7年)12月4日



現行の公職選挙法において、国や地方公共団体で行われる選挙では、何歳から選挙権をもつことになっていますか。18歳からです。みなさんにとって、数年後になります。

選挙権をもつということは、国や地方公共団体の政治や行政の進め方を決めていく一票をもつということです。今日の生徒会役員選挙には、そうしたみなさんの近い将来のための学びの場として、臨んでほしいと思います。

立候補者は、よりよい学校にしていくために、目標や取組を「公約」として表明します。選挙権をもつみなさんは、自分の考えと、立候補者の公約を比較しながら聞いて、信託できる立候補者に投票してください。

〔あいさつの一部〕

It is never too late to be what you might have been.
～ なりたかった自分になるのに遅すぎるということはない～